

町民生活課からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金の加入が必要ですが、本人所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までで、この制度を利用すると、将来の年金受給権の確保と、万一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

○納付猶予について

猶予期間については、年金を受給するのに必要な受給資格（納付期間）へ反映されますが、年金額へは反映されません。

○必要な添付書類

年金手帳、印鑑、学生証の写し（両面）または在学証明書原本（在学期間がわかるもの）

特別児童扶養手当のお知らせ

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図るために支給される手当で、支給要件は、20歳未満で精神または身体に障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母となります。

その他にも所得要件などがありますが、詳しくは担当までお問い合わせください。

○特別児童扶養手当の月額（平成29年4月1日改定）

1級：51,450円 / 2級：34,270円

※障がいの状況に応じて、1級か2級に区分されます。

交通災害共済のお知らせ

町では、次のとおり交通災害共済の加入申し込みの受付を行っています。

○対象となる交通事故

日本国内における、自動車・原動機付自転車・自転車などによる道路上での交通事故で、過失に基づく自損行為を含みます。

○会費

年額500円/人（途中加入の場合も同額）

※平成17年4月2日から平成28年4月1日生まれのお子さんは、町で一括して加入しますので、申し込み不要です。

○共済期間

加入日から平成30年3月31日まで

○見舞金

状況などに応じ、3万円から80万円を支給します。

児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当はひとり親家庭などの生活の安定・自立促進のために支給される手当で、婚姻の解消や配偶者が死亡したことでひとり親となり、子どもを監護する母や父などに支給されます。

○支給要件

- ・父母が婚姻を解消した子
- ・父か母が死亡した子
- ・父か母が重度の障がいにある子
- ・父か母が生死不明の子
- ・父か母が1年以上遺棄している子
- ・父か母が裁判所からDV保護命令を受けた子
- ・婚姻によらないで生まれた子
- ・棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子
- ・父か母が1年以上刑務所等で拘禁されている子

○児童扶養手当の月額（平成29年4月1日改定）

- ・1人目 9,980円～42,290円
- ・2人目 5,000円～9,990円
- ・3人目以降1人につき 3,000円～5,990円

チャイルドシート購入費用の助成について

町では、チャイルドシートとジュニアシートの購入費用の助成を行っています。

○助成額

- ・チャイルドシート 購入費用の1/2（上限15,000円）
- ・ジュニアシート 購入費用の1/2（上限5,000円）

○必要書類

- ①申請書、②領収証かレシート、③取扱説明書、④保証書、⑤預金通帳、⑥印鑑

※お孫さんの帰省にあわせて、チャイルドシート・ジュニアシートの短期貸出制度もご利用ください。

小型家電の回収について

町では、ゴミ減量化と資源化率向上を図るため、町内の2か所に無料回収ボックスを設置しています。

皆さんのご家庭に不要になった家電製品がありましたら、役場正面玄関風除室、または、レコード館正面玄関に設置している回収ボックスに入れてください。



小型家電は一定量集まると、業者に引き渡されます。

●問い合わせ 町民生活課町民生活グループ ☎0146・47・2112

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その2

保健福祉課からのお知らせ

がん検診・肝炎ウイルス検査の

無料クーポン券を送付します！

がんは、診断や治療法が急速に進歩しており、早期に発見し適切な治療を受けることで、完治することも可能な病気です。

しかし、自覚症状がないまま病気が進行し、気付いた時には手遅れとなってしまうことも少なくありません。このことから、がんの早期発見のため、定期的な検診が非常に重要となります。

町では毎年、一定の年齢の方に、がん検診・肝炎ウイルス検査の無料クーポン券を送付しています。

このクーポン券は保健センターで行う集団検診または指定医療機関で利用することができますので、ぜひ、この機会に受診してください。

○無料クーポン券対象者

・乳がん検診・大腸がん検診

平成29年4月1日時点で、40・45・50・55・60・65歳の方（乳がん検診は女性のみ）

・子宮がん検診

平成29年4月1日時点で、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65歳の女性

・肝炎ウイルス検査

平成29年度内に、40・45・50・55・60・65・70・75歳になる方で、これまで町が実施する肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

○無料クーポン券送付時期 平成29年5月中旬

40歳以上の方へ！特定健診受診券を送付します！

特定健診はメタボリックシンドロームに着目し、糖尿病などの生活習慣病を予防するための健診です。

生活習慣病は病気にかかっても自覚症状があまりないため、放置していると、腎臓や心臓疾患、脳血管疾患などの合併症を引き起こす恐ろしい病気です。健康で元気に生活するために、まずは健診を受け、ご自身の身体の状態を知ることから始めましょう！

町では、毎年、特定健康診査対象者に、「特定健康診査受診券」を送付しており、保健センターで行う集団健診または指定する医療機関で利用することができます。受診券を利用することで、町の助成をうけられるため、通常よりも安く健診をうけることができますので、ぜひご利用ください。

○特定健診受診券送付対象者

・40歳～74歳の国民健康保険加入者

・後期高齢者医療制度加入者

・40歳以上の生活保護受給者

*上記以外の方は、加入している社会保険にご確認ください。

○受診券送付時期 平成29年5月中旬

●問い合わせ

保健福祉課保健福祉グループ健康推進係

☎0146・47・2113

建設水道課からのお知らせ

町道の管理区域の変更について

町道岩清水新冠ダム線について、これまでは、全線を新冠町で管理しておりましたが、4月1日より、入口ゲートから約3km地点にあるアブカシャンペ橋までを町で管理し、それ以降は日高南部森林管理署が管理する林道となりますのでお知らせします。

○岩清水新冠ダム線の変更後の管理区分

・入口ゲート～アブカシャンペ橋（新冠町管理）

・アブカシャンペ橋～岩清水ダム

（日高南部森林管理署管理：☎0146・42・1615）

町道の冬期間通行止め解除について

次の町道について、5月2日より通行できるようになりましたのでお知らせします。

○通行規制が解除された町道

①岩清水アブカシャンペ線

（字泉、大森宅～アブカシャンペ橋）

②大狩部町田金井線

（大狩部、渋谷宅～節婦、川島宅）

●問い合わせ先 建設水道課管理グループ ☎0146・47・2818